

船舶事故調査報告書

令和4年9月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年3月24日 11時40分ごろ
発生場所	山口県平生町阿多田島南西岸沖 平生港尾津5号防波堤灯台から真方位184°510m付近 (概位 北緯33°54.5′ 東経132°02.7′)
事故の概要	砂利採取運搬船第二十八旭丸は、西北西進中、阿多田島南西岸沖の浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年4月4日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	砂利採取運搬船 第二十八旭丸、493トン 129305、宇和島商船株式会社（船舶所有者及び船舶管理人）、敦賀旭土建株式会社（船舶所有者）、三ツ矢海運株式会社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	球状船首部に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、砕砂約700m³を積み、船長が、単独の船橋当直に当たり、操舵装置の前で同装置上面の進路設定用ダイヤルの近くに両手を置き、立った姿勢で、山口県田布施町馬島西方沖を、自動操舵によって西北西進した。</p> <p>船長は、眠気を催したが、軽い眠気であったので居眠りすることはないと思い、同じ姿勢で航行を続けていたところ、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>本船は、阿多田島へ接近しているのに気付いた甲板員が昇橋して機関を後進一杯にし、船長がその際の振動で目覚めたものの、どうすることもできず、阿多田島南西岸沖の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、自力離礁を試みたが離礁できなかつたので、会社及び海上保安部へ乗り揚げた旨の電話連絡を行った。</p> <p>本船は、会社が手配したバージに積荷を積み替えてタグボートで引き出された後、応急修理を行って運輸局の臨時航行許可を取得し、長崎県長崎市長崎港に向かい、その後修理された。</p> <p>船長は、本事故前の当直を終えた3月24日00時過ぎから03時ごろまでの間、焼酎約4～5合を飲酒してから就寝し、07時ごろ起床して08時ごろ単独の船橋当直に入っており、本事故時、少しアル</p>

	<p>コールが残っていたので、その影響もあって居眠りに陥ったのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長は、居眠りをしている間に無意識に手が操舵装置の進路設定用ダイヤルに触れて同ダイヤルが回り、進路が阿多田島南西岸に向いたのだらうと本事故後に思った。</p> <p>本船は、船橋航海当直警報装置が設置されていたが、本事故当時、頻繁に警報が鳴るので、スイッチが切られた状態となっていた。</p> <p>本船の喫水は、船首側が約3.3m、船尾側が約4.3mであった。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、船橋航海当直警報装置のスイッチが切られた状況で、自動操舵により西北西進中、操舵装置の前で同装置上面の進路設定用ダイヤル付近に両手を置き、立った姿勢で、単独の船橋当直に当たっていた船長が居眠りに陥り、阿多田島南西岸に向けて航行したことから、同島南西岸沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、眠気を感じた際、軽い眠気であり、居眠りすることはないと思い、同じ姿勢で航行を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が居眠りに陥った際、手が無意識の内に進路設定用ダイヤルに触れ、同ダイヤルが回ったことから、阿多田島南西岸に向けて航行した可能性があると考えられる。</p> <p>船長が本事故当日の00時過ぎから03時ごろまでの間、焼酎を約4～5合飲酒していたことは、本事故の発生に関与した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、船橋航海当直警報装置のスイッチが切られた状況で、自動操舵によって西北西進中、操舵装置の前で同装置上面の進路設定用ダイヤル付近に両手を置き、立った姿勢で、単独の船橋当直に当たっていた船長が居眠りに陥り、阿多田島南西岸に向けて航行したため、同島南西岸沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、眠気を感じた場合、身体を動かしたり、外気に当たったりするなどの居眠り運航の防止措置を採ること。 ・ 操船者は、航海当直前に過度の飲酒を控えること。 ・ 船橋航海当直警報装置は、航海中、適正に作動する状態にしておくこと。